岡山地方労働審議会

会 長 妻 鹿 安希子 殿

岡山地方労働審議会 岡山県車両電気配線装置製造業最低工賃専門部会 部 会 長 寺 山 倫 代

岡山県車両電気配線装置製造業最低工賃の改正について

本専門部会は、令和6年11月28日以来、2回にわたり専門部会を開催して、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

今回の改正により、別紙中「先ハメ」は「端子ハメ」に改める。

また、当該工賃関連の中小企業・小規模事業者が、継続的に工賃引上げができる環境整備を進めるとともに、なお一層、価格転嫁対策を徹底し、下請取引適正化の更なる監視強化、各種減税における実質賃金の上昇、税制や補助金等の企業への優遇など、工賃引上げ原資の確保につながる継続的な取組実施、生産性向上支援と経営支援の強化を政府等に強く要望するとの意見があったことを申し添える

次の岡山県車両電気配線装置製造業最低工賃を改正すること。

1. 適用する家内労働者

岡山県の区域内で車両電気配線装置製造業に係る端子ハメ及びチューブ通しの 業務に従事する家内労働者

2. 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3. 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の業務欄、内容欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

業務	内 容	規格	金額(注)
端子ハメ	電線の端末に	20 センチメートル以下の電線について行うもの	1本につき 43銭
	取り付けられた端子をコネ	20 センチメートルを超え 50 センチメートル以下の電線 について行うもの	1本につき 49銭
	クタ(非防水タイプに限る)に	50 センチメートルを超え 2 メートル以下の電線について行うもの	1本につき 61銭
	差し込むこと をいう。	2 メートルを超える電線について行うもの	1本につき 70銭
チューブ通し	電線の被覆を	15 tンチメートル以下のチューブについて行う もの	1本につき 32銭
	保護するため、 丸チューブを	15 センチメートルを超え 30 センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき 47銭
	電線の端から 差し入れるこ	30 センチメートルを超え 50 センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき 64銭
	とをいう。	50 tンチメートルを超えるチューブについて行 うもの	1本につき 76銭

(注)「端子ハメ」は端子を1本につき、「チューブ通し」はチューブを1本につきの金額をいう

4. 効力発生の日 令和7年3月3日

岡山県車両電気配線装置製造業最低工賃専門部会審議経過一覧

会 議 等	年 月 日	審議内容
改正決定の諮問	令和6年 8月30日	岡山労働局長から岡山地方労働 審議会会長あて諮問
改正決定に関する 意見聴取公示	8月30日	締 切 令和6年9月13日
専門部会委員の指名 専門部会の設置	10月2日	委員9名を指名
第48回地方労働審議会	11月19日	専門部会の運営について(承認)
専門部会 (第1回)	11月28日	 部会長・部会長代理の選任 専門部会の運営について 基本的考え方の表明 その他
専門部会 (第2回)	12月12日	 1 最低工賃額の審議 2 その他